

毎週火、金曜日発行（但休日には翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

昭和三十年度に係る奨徳学校、皆成学園並びに積善学園の定期監査の結果公表

監 査 公 告

鳥取県監査公告第百六十一号

地方自治法第百九十九条の規定に基き、昭和三十年度に係る奨徳学校、皆成学園並びに積善学園の定期監査を執行したので、その結果を次の通り公表する。

昭和三十一年十二月二十七日

鳥取県監査委員 松 本 利 治
同 山 本 四 郎
同 小 谷 善 高

上 根 政 幸

監 査 個 所 執 行 年 月 日

奨 徳 学 校 昭和三十一年十月二日監査

皆 成 学 園 同 十月四日監査

積 善 学 園 同 十月六日監査

奨 徳 学 校 昭和三十一年十月二日監査

監査委員 山 本 四 郎

一 本校児童は現在八五名（定員八四名）収容し医学的処置と教育的処置を併用するいわゆる治療教育に当たっているが職員は、校長及び教母兼看護婦を含め十一名で実質的生活指導を担当しているものは九名である。これを国の最低基準からすると教護、教母兩者を通じて児童八名につき職員一名以上となつているので結局看護婦を専任とし、教護、教母各一名が不足を生じているので職員の適切な配置が必要である。

二 本年度寮舎の増築並びに水道敷設に伴う建設費二百

二十五万円(半額国庫負担)当初予算に計上し、国との折衝も終つていたが財政事情に制約されその見逃しもつかず不執行としていたことは児童福祉の本質に照し今後考究の余地がある。

裏付財源の確保は計画当初より慎重を期し、遺憾のないよう配慮せられたい。

なお心理学的、精神医学的診断用検査用具並びに教育図書等の充実強化についても考慮の必要がある。

三 経理出納その他の事務は概ね適切であるが児童の給食事務の処理つき一層考究されたい。

平成 学園 昭和三十一年十月四日監査

監査委員 山 本 四 郎

同 近 藤 伝 一

一本園児童は現在七十七名(定員七十六名)収容し医学的治療を行い独立自活に必要な知識、技能を与えている。職員は園長以下十四名、このうち児童給食を担当する調理員は一名で指導担当の保母が援助している状況で

あるのでこの点考慮の必要がある。また三十一年度より職業補導設備を完備しているが未だ職業指導員の配置がされていないので適切な職員配置について当局の善処を望む。

二 寮舎の整備並びに職業補導設備の充実については本年度当初予算に二百四十五万円を計上し整備に努力していたがこのうち職業補導設備(一百二十余万円)は、着手し寮舎の整備費は裏付財源の関係上、不執行としていたが寮舎の整備については従来しばしば指摘している如く、本収容施設の特異性から急務と認められるので当局の善処が必要である。

三 義務教育機関の設置については倉吉明倫小学校、倉吉西中学校の各分校として、県教委は教員一名あての配置を考慮しているが、地元教委との話し合いがつかず未解決であつたが早期解決に一層努力すべきである。

四 経理出納その他の事務処理について次の点留意されたい。

1 物品購入並びに修繕の場合の支出負担行為の決定

に当り適正を欠ぐものがあるので運用の万全を期すこと。

2 給食献立表は事務簡素化の見地より予定並びに実施の一元化を図ること。

3 薬品の出納は一層厳格を期すること。

積 善 学 園 昭和三十一年十月六日監査

監査委員 山 本 四 郎

一本園児童は現在盲児二十八名、ろうあ児八十八名計一十六名を収容し、園長以下二二名(長欠二名、嘱託医二名を含む)の職員をもつて児童の保護、指導に格別の努力をしているが、身体的に欠陥をもつ特殊児童は個々に異つた形での生活指導が必要であり、本年一月児童適応状況の実態調査を実施し失官の推定原因、欠損の時期、家庭並びに身寄人の来訪、情緒的安定度等詳細の資料によつて児童の個性、知能、成育並びに障害症に即応した保護に努力していたことは結構である。

二 施設設備の拡充と盲児保護対策について善処が肝要

である。

即ち学級数増加に伴い最低基準により必置の静養室を居室に転用しているのは保護運営上支障を来し、殊に盲児二十八名、ろうあ児八十八名は同棟内に起居を共にしており、障害別に対応した保護並びに処遇に万全を期し難い面が認められるので更に寮舎の増築等につき考究善処されたい。

三 施設設備に対する維持管理費の予算的措置については前回にも指摘要望しているところであるが、年々低下の傾向にかんがみ浄化槽、ボイラー、給排水設備に対する最低維持費は配慮すべきである。

四 経理出納その他の事務処理について次の点留意されたい。

1 弁償金未収金五一、三四七円は早期徴収整理すること。

2 給食関係事務の合理化につき更に工夫すること。